

「障害者職場復帰支援助成金」のご案内

事故や難病の発症などの原因による中途障害などで、長期の休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置をとった事業主に対して助成するもので、中途障害者などの雇用継続の促進を目的としています。

中途障害者などを職場復帰させた事業主に対して支給します

以下の①～④のすべてに当てはまる方を、要件を満たした上で※¹、職場適応の措置をとって職場復帰させた事業主に助成金を支給します。

①「職場復帰の日」※²に、次のいずれかに該当する方

- ◆身体障害者
- ◆精神障害者（発達障害のみの方を除く）
- ◆難治性疾患のある方
- ◆高次脳機能障害のある方

② 指定の医師の意見書で、①の障害に関連して、3か月以上の療養のための休職が必要とされた方

③ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者として雇用されていない方

④ 国などの委託事業費から人件費が支払われていない方

※¹ 対象となる職場復帰の要件は、裏面をご覧ください。

※² 職場復帰の日とは、出勤簿などで確認できる、療養のための休職に引き続く連続した休職期間後の、最初の出勤日をいいます。

対象となる職場適応の措置

以下の①～③のいずれかの措置をとる必要があります。

① 能力開発・訓練関係	職場復帰にあたって必要な能力開発（OJTを除いた受講時間が50時間以上）の訓練を本人に無料で受講させること
② 時間的配慮等関係	医師の指示の下で労働時間を調整すること、通院のための特別の休暇を付与すること、本人の同意の下で独居を解消して親族などと同居するために勤務地を変更すること
③ 職務開発等関係	地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターなどの障害者の就労支援に関する外部専門家の援助や医師の意見書の内容を踏まえ、職務開発や支援機器の導入などを行うこと
④ リワーク支援関係	医師と本人の同意の下、就労に関する作業支援や集団指導、個別カウンセリングを含む支援計画に基づく1か月以上のリワーク支援を実施すること

※対象労働者がそううつ病（そう病・うつ病を含む）の場合、①～③のいずれかの措置に加えて④の措置をとる必要があります。

支給額 ～対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給します～

企業規模	支給対象期間	支給額		
		第1期	第2期	支給総額
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	35万円	35万円	70万円

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

（裏面へ）



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270501雇障01

以下のすべてに該当する事業主が 助成金を受給できます（要件）

- ◆ 雇用している一般被保険者で、中途障害などによって3か月以上の療養のための休職を余儀なくされた方に対し、休職期間中または職場復帰の日から3か月以内に職場適応の措置を開始し、一般被保険者としての雇用を継続すること
- ◆ 対象労働者を継続して雇用することが確実である（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、職場復帰の日以後の雇用期間が継続して2年以上であることをいう）と認められること
- ◆ 職場適応の措置、医師の意見書の交付、その他この助成金の申請に要する経費を全額負担すること
- ◆ 支給対象期の対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っていること
- ◆ 起算日前4年間に、同一の対象労働者について、同一の障害の種類と認められるものを理由に、この助成金の支給を受けたことがないこと
- ◆ 対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）を整備・保管し、速やかに提出すること

労働者の休職から支給申請までの流れ

